

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	子ども医療費助成金の支給	
根拠条例等・条項	堺市子ども医療費助成条例第5条 堺市子ども医療費助成条例施行規則第2条の2第6項、第3条第2項	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>子ども医療費助成対象者の保護者（当該対象者が成年に達した場合は当該対象者）からの申請により、子ども医療費助成金を支給する。</p> <p>対象者からの申請に対し、次に掲げる事由に該当すると認めるとき、子ども医療費助成金の支給を決定します。</p> <p>(1) 国民健康保険法又は社会保険各法の規定により対象者に係る療養費、家族療養費又は特別療養費の支給されたとき</p> <p>(2) 同一の月に支払った一部自己負担額が2,500円を超える場合に係る当該超える額の助成を受けようとするとき</p> <p>(3) 大阪府外または医療証を提示できなくて受診したとき</p>	
標準処理期間	標準処理期間	60日
	標準処理期間を設定できない理由	